

貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084

沿革 令和2年6月29日 一部改正

この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030。以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行等との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。

記

1 基本的引受基準

- (1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない貸付契約又は契約金額が500億円を超える貸付契約については、原則として保険契約を締結しない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した貸付契約については、この限りでない。
- (2) 公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない貸付契約については保険契約を締結しないこととする。当該基準に適合しない輸出契約等に係る貸付契約についても同様とする。
- (3) 「別表 国別引受基準」に適合しない貸付契約であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあつては、当該条件を満たす貸付契約に限るものとする。

ただし、次のすべての条件を満たす案件にあつてはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。

- ① 契約金額が1億円未満のもの
 - ② 償還国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの
 - ③ 起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するものをいう。以下同じ。）から最終償還日までの期間（以下「償還期間」という。）が1年以内のもの
- (4) 保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿のGS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされた銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）により一覽払いで決済される特約書附帯別表第1に定める輸出契約等に基づく代金等の支払に充てられる資金の貸付契約に限り保険契約を締結するものとする。
 - (5) 特約書附帯別表第1に該当しない貸付契約にあつては、保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

- (6) 「別紙4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」若しくは「別紙5 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。
- (7) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。
- ① 輸出契約等の相手方が海外商社の与信管理について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00075）第9条各項の規定に該当しないこと。この場合において、当該規定中「被保険者」とあるのは、約款第2条第9号に規定する「輸出者等」と読み替えるものとする。
- ② 貸付契約の資金が仲介貿易契約に基づく代金等の支払に充てられる場合は、当該仲介貿易契約の相手方が次のいずれにも該当しないこと
- (i) 買契約（貸付契約に係る仲介貿易契約を締結する本邦仲介貿易者が、仲介貿易契約に基づいて販売又は賃貸するために、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）第1条第7号に定義される仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。）の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。）
- (ii) (i)に規定する買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの
- イ 買契約の相手方の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）
- ロ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）
- ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ又はロに該当する法人を除く。）
- ニ イ、ロ又はハに該当する法人の支店
- (iii) その他上記(i)(ii)に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの
- (8) 貸付契約の資金が「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む輸出契約等の

代金の支払に充てられる場合、当該貨物に係る船積日から最終償還日までの期間が18月を超える貸付契約について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

(9) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。

① 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20 - 制度 - 00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる国を貸付契約の相手方（貸付契約の締結の相手方と貸付金等を償還する者が異なる場合は、貸付金等を償還する者とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又は保証銀行の所在する国（保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上のものであって当該貸付契約の相手方又は保証銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約」という。）については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の締結の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

② 勧告対象国2に掲げる国を貸付契約の相手方の所在する国又は保証銀行の所在する国とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

2 国別引受制限

償還国又は保証国により国別引受制限を次のとおりとする。なお、償還国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 償還国等の取扱い」による。

(1) 引受停止国

次の① - 1、① - 2、②又は③に該当する貸付契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

① - 1 次表に掲げる国が貸付金等の償還国又は保証国となる貸付契約

アフガニスタン	イエメン	北朝鮮	キューバ
シリア	ソマリア	中央アフリカ共和国	ベネズエラ
南スーダン共和国	リビア		

① - 2 キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州若しくはアブハジア自治共和国が貸付金等の償還地又は保証地（償還地及び保証地については「別紙2 償還国等の取扱い」を準用）となる貸付契約

② 次表に掲げる国が貸付金等の償還国（保証国がある場合には当該保証国）となる貸付契約（保証国のうち「別紙3 第三国一流銀行」に規定する銀行が保証する貸付契約を除く。）

エリトリア	ハイチ		
-------	-----	--	--

③ イラクが貸付金等の償還国又は保証国となる貸付契約（保険契約を締結することを希望する者からの申請により、日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。）

(2) 条件付引受国

① 引受基準

「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国が償還国（保証国がある場合には当該保証国）となる貸付契約のうち、同表の基準に適合しない貸付契約にあつては特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

ただし、貸付契約の保証国が償還国以外の国の場合にあつては、「別表 国別引受基準」の基準は償還国に替えて保証国とする。

また、『その他の条件』欄の条件は②のとおり取り扱う。

② 条件等

「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている場合の保険契約は、当該条件を適用する。

附 則〔抄〕

附 則〔令和2年6月29日〕

この改正は、令和2年7月3日から実施する。

[別紙 1]

2年未満案件の解釈等

- 1 2年未満案件とは、貸付金等の償還が貸付後（又は起算点から）2年未満に行われるものをいう。ただし、複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金等の額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを除く。
- 2 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。
 - ① 単体貨物（一個体毎に機能を有するもの又は使用し得るもの）：
 - ・ E/S（各船積時）起算又はM/S（中間船積時＝契約金額の50%を超えて船積みされた時）起算以前
 - ② 複合貨物（2種類以上の貨物の組み合わせにより機能するものであって、据付指導等の責任を有さないもの）：
 - ・ E/S、M/S又はLM/S（主要貨物船積時＝通常付属部品を除く本体貨物のL/S（最終船積時）又は契約金額の95%を超えて船積みされた時）起算以前
 - ③ 複合貨物（2種類以上の貨物の組み合わせにより機能するものであって、据付指導等の責任を有するもの）：
 - ・ P/A（仮引渡時）起算又はC/O（検収テスト終了時）起算以前

(備考)

- 1 E/S : Each Shipment
- 2 M/S : Middle Shipment
- 3 LM/S : Last Major Shipment
- 4 P/A : Provisional Acceptance
- 5 C/O : Commissioning

[別紙 2]

償還国等の取扱い

- 1 貸付契約の償還国は、以下によるものとする。
 - ① 貸付契約の相手方が所在する国
 - ② 貸付契約の締結の相手方と貸付金等を償還する者が異なる場合は貸付金等を償還する者が所在する国

- 2 貸付契約の保証国は、以下によるものとする。

保証銀行の所在する国（保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、当該支店の所在する国）

[別紙 3]

第三国一流銀行

第三国一流銀行保証として取扱う銀行とは、次のものをいう。

- 1 本邦の銀行（銀行法（昭和56年法律第59号。以下「銀行法」という。）第2条第1項に規定する銀行。）
- 2 国カテゴリー表のA又はBの国カテゴリーに属する国又は地域（以下「適用国」という。）において、保証を行う銀行であって、次の全ての条件を満たす銀行
 - ① 適用国内に本店が所在する銀行
 - ② 海外商社名簿において、与信管理区分G又はS Aに格付けされている銀行。なお、銀行法第47条第1項の免許を有する外国銀行にあつては、適用国に本店を有するものに限る。

[別紙4]

原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等

原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円以上のものに限る。

〔別紙 5〕

水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等

水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円超のものに限る。

[別紙 6]

W T O 協定における農業に関する協定の対象品目

W T O 協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 A の農業に関する協定をいう。）の附属書 1 に対象産品として掲げる以下の品目

対象品目（HSコード）

(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）	
第1類	動物（生きているものに限る。）
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品

(ii) 2905. 43、2905. 44、3301、3501～3505、3809. 10、3823. 60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302	
注：品名は必ずしも網羅的ではない。	
2905. 43	マンニトール
2905. 44	ソルビトール
3301	精油
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤
3809. 10	仕上剤
3823. 60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)
4101～4103	原皮
4301	原毛皮

5001～5003	生糸及び絹のくず
5101～5103	羊毛その他の獣毛
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコームした綿
5301	亜麻
5302	大麻

[別表]

国別引受基準

国 コード	国名	契約等の金額の 上限（億円）	償還期間の 上限（年）	その他の 条件
150	アゼルバイジャン		1	
503	アルジェリア		1	
413	アルゼンチン	1	0.5	
229	アルバニア		1	
151	アルメニア	20	1	
535	アンゴラ	20	1	
331	アンティグア・バーブーダ	5	1	
133	イラン	5	1	注1
542	ウガンダ	20	1	
238	ウクライナ	20	1	
152	ウズベキスタン		1	
406	エクアドル	5	1	
506	エジプト		1	
556	エスワティニ	10	1	
538	エチオピア	5	1	
309	エルサルバドル		1	
141	オマーン		1	
517	ガーナ	20	1	
522	カーボベルデ	10	1	
403	ガイアナ	10	1	
153	カザフスタン		1	
531	ガボン	5	1	
527	カメルーン	20	1	
511	ガンビア	5	1	
120	カンボジア	20	1	
244	北マケドニア		1	
513	ギニア	5	1	
512	ギニアビサウ	5	1	
381	キュラソー（蘭）		1	
230	ギリシャ		1	
615	キリバス	5	1	
154	キルギス	5	1	
607	クック諸島		1	
329	グレナダ	1	0.5	
541	ケニア	20	1	
516	コートジボワール	20	1	
248	コソボ	10	1	
558	コモロ	5	1	
532	コンゴ共和国	1	0.5	
533	コンゴ民主共和国	1	0.5	
610	サモア独立国	5	1	
536	サントメ・プリンシペ	5	1	
554	ザンビア	1	0.5	
514	シエラレオネ	5	1	

国 コード	国名	契約等の金額の 上限（億円）	償還期間の 上限（年）	その他の 条件
539	ジブチ	5	1	
316	ジャマイカ	20	1	
157	ジョージア（南オセチア自治州・ アブハジア自治共和国を除く）	20	1	
549	ジンバブエ	1	0.5	
507	スーダン	1	0.5	
404	スリナム	10	1	
125	スリランカ	20	1	
158	西岸・ガザ（パレスチナ自治区）	5	1	注2
544	セーシェル	10	1	
530	赤道ギニア	5	1	
510	セネガル		1	
335	セントクリストファー・ネビス	10	1	
336	セントビンセント・グレナディーン諸島	10	1	
330	セントルシア	10	1	
613	ソロモン	5	1	
155	タジキスタン	5	1	
543	タンザニア	20	1	
528	チャド	5	1	
504	チュニジア	20	1	
624	ツバル	5	1	
518	トーゴ	10	1	
333	ドミニカ	5	1	
156	トルクメニスタン	5	1	
234	トルコ		1	
614	トンガ	5	1	
524	ナイジェリア	20	1	
550	ナミビア	20	1	
609	ニウエ島（ニューゼーランド）		1	
310	ニカラグア	5	1	
525	ニジェール	5	1	
131	ネパール	20	1	
135	バーレーン		1	
124	パキスタン	5	1	
611	バヌアツ	5	1	
602	パプアニューギニア	20	1	
411	パラグアイ		1	
319	バルバドス	1	0.5	
127	バングラデシュ		1	
128	東ティモール	10	1	
612	フィジー		1	
324	プエルトリコ（米）		1	
132	ブータン	10	1	
410	ブラジル		1	
521	ブルキナファソ	5	1	
534	ブルンジ	1	0.5	

国 コード	国名	契約等の金額の 上限（億円）	償還期間の 上限（年）	その他の 条件
621	米領サモア		1	
519	ベナン	20	1	
239	ベラルーシ	20	1	
308	ベリーズ	5	1	
243	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	1	
408	ボリビア		1	
307	ホンジュラス		1	
625	マーシャル諸島	5	1	
546	マダガスカル	5	1	
553	マラウイ	5	1	
520	マリ	5	1	
626	ミクロネシア	5	1	
122	ミャンマー	20	1	
509	モーリタニア	5	1	
545	モザンビーク	1	0.5	
126	モルディブ	5	1	
240	モルドバ	5	1	
107	モンゴル	5	1	
247	モンテネグロ	5	1	
144	ヨルダン		1	
121	ラオス	5	1	
515	リベリア	5	1	
526	ルワンダ	10	1	
552	レソト	10	1	
146	レバノン	1	0.5	

※「契約等の金額の上限」：一件当たりの貸付契約の金額の上限

注1：貸付契約における償還国又は保証国である場合、保険契約の申込時において、貸付契約について取引銀行による資金決済の取扱いが可能であることが確認できているときに保険契約を締結するものとする。

注2：西岸・ガザ（パレスチナ自治区）向け貸付契約は、保険契約の締結に際し、保険証券に次の特約を記載する。

「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」